

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

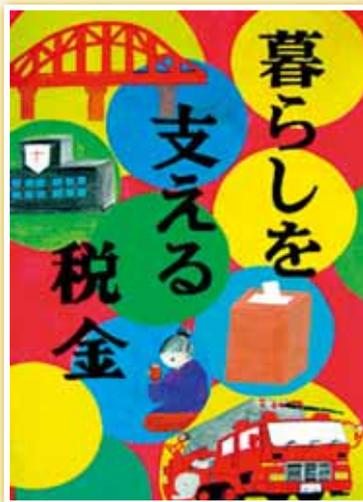
平成 27 年 2 月 発行

No. **77**
2015 / FEB.

- 目次** ②～③ 新年のごあいさつ ④ 青年部コーナー
⑤ 税金 Q & A ⑥ 木曾税務署からのお知らせ (相続税の改正)
⑦ ブロック税務研修会・事務局日誌
⑧～⑨ 木曾税務署からのお知らせ (納税証明書のオンライン)
⑩ 税に関するポスター優秀賞作品

付録 自動車税の軽減についてのお知らせ (木曾地方事務所税務課)

木曾郡租税教育推進協議会長賞 最優秀賞
木曾町立三岳小学校
6年 鈴木湧土さん



木曾郡租税教育推進協議会長賞 最優秀賞
木曾町立三岳中学校
2年 高木明日翔さん

木曾郡租税教育推進協議会長賞 優秀賞
木曾町立三岳小学校
6年 寺嶋瞳さん



木曾郡租税教育推進協議会長賞 優秀賞
上松町立上松中学校
2年 千村優花さん

小・中学生の税に関するポスター

木曾郡租税教育推進協議会 (木曾法人会・会員) では、毎年、小中学生・高校生の皆さんによる、税に関するポスター・作文・標語の募集をしています。
今年度のポスターの優秀賞受賞作品をご紹介します。(10ページをご覧ください。)



“乙未年” 相互に成長し、 大きな実をつかみとろう

木曾法人会長 大沢 謙一



法人会の皆さん新年あけましておめでとうございます。

新年を迎えて思うことは、年月の過ぎ去る早さが歳と共に加速度的に早く感じることです。十代の頃に比べてみると、一週間が一日、一ヶ月が一週間、一年が四半期の如くです。将に光陰矢の如しです。昨年木曾にとっても長野県にとっても大きな災害が三度に亘り見舞われた年として記憶に深く刻まれました。その様な年は私の記憶にありません。南木曾の災害は、漸く災害復旧の緒に就いたところですが、復旧と言うよりは復興といった方がピンとくるのは私だけではないように思います。行政には、復興に際し、以前にも増して地域が発展できるように工夫を凝らして貰いたいと願います。時間はあっという間に過ぎ去ります。災害が単に時間の中に埋もれ「そんなことがあったな。」などとならなくて、今、みなさんと一緒になって雄々しく立ち上がり、地域の発展に挑むような心意気で当たりたいと思います。

新年の展望に当たり、先日、国際エコノミストの今井激（きよし）さんの講演を聴く機会に恵まれましたので、そのことを報告しようと思います。要点を言えば、今年の経済は間違いなく成長すると断言されました。何故なら、第一として、円安で海外の生産拠点が本家帰を進めること。第二に失業者が確実に減っていること。先頃新聞でも、12月の完全失業率3.4%となり、実に平成2年の年平均3.9%を割り込んだと記事になりました。第三は、原油安です。原因はシェールガスやイスラム国そしてロシア・ウクライナ情勢のようですが、ガソリンも4年から5年前の水準になりました。今井さん曰く、この基調は今後2

年ほど続くそうです。これらが相乗して、賃上げ効果と更に2割以上の株価上昇をもたらすそうです。

マクロ経済はその様ですが、ミクロ経済である私たちに身近な事業、商売には、どうしても効果を実感するまでにタイムラグがあるようです。大手企業が景気は良くても、一地方の私たちの生活には即効で効いてきません。それでも政府与党の安定政権下、国は地方創生を旗印に掲げ、成長を実感できるように、経済効果を国の隅々まで波及させようと本腰を入れました。私たちは、そのことを大いに期待しつつ、日々鍛錬し備えたいものです。今年乙未です。その意味するところは、これまで準備してきたことが始動する年でもあります。一年の計は元旦にありと申します。これまでを振り返り、この一年をどうするのか。法人会員の皆さん、良く準備して大きな実りをつかみ取り、相互に成長し、木曾をより良い社会とする一年としましょう。今年も宜しくお祈りいたします。



研修会であいさつする大沢会長
(11月12日 南木曾商工会館)

新年のごあいさつ

木曽税務署長 山本 一義



新年明けましておめでとうございます。

平成27年の年頭に当たりまして、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

一般社団法人木曽法人会の皆様方におかれましては、健やかに新たな年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、大沢会長をはじめとする役員及び会員の皆様方には、税務行政に対し深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、決算説明会など各種研修会や講演会の開催、租税教育事業、社会貢献事業など様々な活動を展開されておりますが、引き続き活発な法人会活動を展開され、更に魅力ある法人会としていただきますよう、ご期待申し上げます。

さて、昨年は2月の豪雪から始まり、7月に南木曽町の土石流災害、9月には御嶽山噴火と木曽には災害が続きました。被災された方々はもとより、風評被害などの影響を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。そして、一日も早く復興が進み観光客が数多く訪れるとともに、本年が穏やかで良い年になりますよう祈念しております。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は経済情勢を踏まえ大きく変化しております。経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率改正につきましては引き上げ時期が延期されました。さらに、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革として法人税率の引き下げが予定されております。

税の執行に携わる私どもといたしましては、環境の変化に的確に対応しながら、より一層、税務行政の透明性を確保し、説明責任を的確に果たしつつ法令に定められた手続きを遵守し、「適正かつ公平な課税の実

現」と「期限内納税の確保」を図ることにより、皆様方の理解と信頼を得られるよう努めてまいり所存でございます。

また、納税者の利便性向上のため、適正に申告と納税が行えるよう国税庁ホームページ等を通じて申告・納税手続き等に関する情報提供や適切な税務相談に努めるとともに、e-Taxやダイレクト納付といったICTを活用した申告・納税手段を提供するなどの取り組みを行っています。

間もなくいたしますと、本年も所得税・個人消費税の確定申告が始まります。法人税・消費税の申告のみならず、所得税・贈与税の申告につきましても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用していただき、納付につきましてもダイレクト納付を御利用いただくなど、e-Taxの更なる利用促進並びに定着につきましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、一般社団法人木曽法人会と会員企業の益々のご繁栄と皆様方のご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



税務署長表彰 租税教育推進校感謝状贈呈
(11月13日 木曽税務署)

青年部コーナー

11月26日、法人会会議室において、本年度の研修会が行われました。

上松町支部青年部員で、㈱ターバン経営の久保竹志氏より『男の着こなし…』と題したお話でした。

スーツの選び方では、イタリア系のクラシコスーツ、ノーマルスーツ、ファッション系についてそれぞれの特徴や、場面・体型による選び方を学びました。また、自社のサロンの経営にあたっては「感謝・感動・輝く明日へ」を、企業理念に、全社員が理念を共有し、ポリシーを守りクオリティーを上げるために「人間力（心の教育・感謝する心）技術力（お客様のご満足）ビジネス力（外部環境の変化に対応）」の三つの



講師の久保さん

青年部定例研修会開催

柱で体制づくりをしている。教育・営業・運営・財務システムを整え、《美容サロンの繁栄》と《より豊かに美しく》（単なるお金儲けでなく、心を豊かに）を基本構想としているという内容の、素晴らしいお話でした。

続いて、大同生命保険㈱谷井第一営業課長さんより経営者大型保障制度についての説明をしていただきました。特に重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）リスクから企業を守るJタイプ制度に、皆さん関心を示していました。研修後は懇親会が行われ、終始和やかな雰囲気の中、情報交換などが繰り広げられました。



説明する大同生命 谷井課長さん

5年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は平成23年度から毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは『新幹線ヒストリー・世界の新幹線』です。また税金の使われ方などを解りやすく記載した豆知識も載っています。これから税金に関するポスターの作成などで参考になる、分かりやすい内容です。



税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q & Aコーナー」第18弾は、平成26年3月に改正された消費税法について説明します。

Q1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直しについて教えてください。

A 簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入率を50%（現行60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そののみなし仕入率を40%（現行50%）とすることとされました。

事業の種類		のみなし仕入率 【改正前】	のみなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

Q2 簡易課税制度のみなし仕入率の見直しはいつから行われますか。

A 適用開始時期は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

ただし、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用をやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

不明な点がございましたら、税務署へお問い合わせください。

木曾税務署からのお知らせ

相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます!!

平成25年度税制改正により基礎控除の引下げを含めた相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は次のとおりです。

基礎控除の引下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、**相続税の課税対象となる方の範囲（相続税の課税ベース）が拡大されます。**

【改正前】

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数



【改正後】

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

〈例〉法定相続人が配偶者と子2人の場合

5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = **8,000万円** ⇒ 3,000万円 + 600万円 × 3人 = **4,800万円**

税率構造の見直し

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

小規模宅地等の特例の見直し

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

税額控除の見直し

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

事業承継税制の見直し (非上場株式等の納税猶予)

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

※ 相続税の改正内容の詳細及び平成27年1月1日以後の贈与に係る贈与税の改正につきましては国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

相続税の申告Q&A

Q どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか？

A 課税価格の合計額が基礎控除を超える場合、その財産を取得した各人は、相続税の申告をする必要があります。

Q 小規模宅地等の特例を適用することにより課税価格の合計額が基礎控除以下となる場合には、申告をする必要があるのでしょうか？

A 小規模宅地等の特例の適用前に課税価格の合計額が基礎控除を超える場合には、申告する必要があります。

Q ①養子（普通）がいる場合、②放棄した相続人がいる場合の法定相続人の計算方法は？

A ①被相続人に実子がいる場合は1人まで、被相続人に実子がいない場合は2人までを法定相続人の数として計算します。②放棄がなかったものとして法定相続人の数を計算します。

Q 相続税の申告書は、いつまでに提出するのでしょうか？

A 相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に提出する必要があります。

11月

- 6日 県連税制委員会・税務研修会（千曲市）
支部事務局担当者連絡会議
（法人会会議室）
- 12日 ブロック別税務研修会
（木曾福島会館・南木曾商工会館）
- 13日 平成26年度納税表彰式（木曾税務署）
- 18日 組織委員会（法人会会議室）
- 21日 全国青年の集い 秋田大会（秋田市）
- 26日 青年部定例会・研修会（法人会会議室）

事務局日誌

12月

- 9日 アフラック特別推進運動表彰式
（長野市）
- 19日 県連事務局長会議（松本市）

2月

- 4日 第3回理事会（葛屋ホテル）
- 6日 法人税・消費税決算説明会
（木曾福島会館）

ブロック別税務研修会開催

11月12日、管内2か所の会場でブロック税務研修会が実施されました。午前が中北部の会員を対象に木曾福島会館会場で、午後は南部で、南木曾商工会館で行われました。

今回は昨年全法連が作成した、企業の税務コンプライアンス向上のための日常の会計・経理に関する点検や決算申告にあたっての点検機能を保つための「自主点検チェックシート・ガ

イドブック」をテキストに行われました。講師に木曾税務署新原上席さんをお願いし、税務リスクの軽減や社内の内部統制・経理水準の向上に向けた有意義な講習内容でした。

また、会員福利厚生制度の加入推進にあたって、大同生命保険株式会社松本支社の谷井営業課長さんからは、経営者大型保障制度など各種制度内容についての説明を受けました。

あいさつする那須野副会長



あいさつする末松副会長



受賞おめでとうございます

〔木曾税務署長納税表彰〕

大 沢 謙 一 殿

（一社）木曾法人会会長
株式会社 名工土木 代表取締役
株式会社 サンシャインライフ 代表取締役

11月11日からの「税を考える週間」行事の中で行われた納税表彰式において、木曾税務署長表彰を受賞されました。

申告納税制度の普及推進に努められ、納税道

義の高揚に対しての顕著な功績により表彰されました。今後益々のご活躍を祈念申し上げます。

受賞された大沢会長さん
（11月13日 木曾税務署）





イーダ君

納税証明書の請求は

e-Taxを使った

オンライン請求が とっても便利です!!

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。

納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。



パソコンで納税証明書請求データを作成し、オンラインで請求します。

※電子署名及び電子証明書の送信が不要!!

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

メリット1

手数料が安価です。 窓口での待ち時間が短縮できます。

1税目 1年度 1枚 370円(通常400円)

メリット2

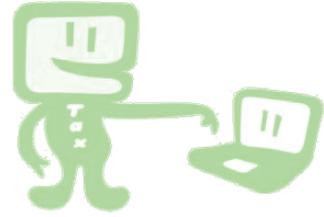
詳しい手続は裏面をご覧ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

 国税庁

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。（代理人による受取には委任状が必要となります。）



1 自宅等のパソコンで納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求（署名省略分）」を選択し作成してください。
 (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリックしてください。
 (注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人（代理人）であることが確認できる運転免許証などの本人確認書類をご提示ください。（代理人は加えて委任状をご提出ください。）
 なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

- (注) 電子証明書の取得やICカードリーダーの購入等の事前準備が必要です。
- (注) インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料（郵送の場合は手数料+郵送料）を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取（別途郵送料がかかります。）
 - ② e-Taxで電子納税証明書（電子ファイル）をダウンロード（ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。）
- (注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書（電子ファイル）の提出が可能か確認してください。

e-Taxの利用可能時間 ▶月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
 ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。



木曾税務署長賞

南木曾町立南木曾小学校
6年 丸野 愛海さん



木曾税務署長賞

木曾町立福島中学校
2年 松原 桃音さん



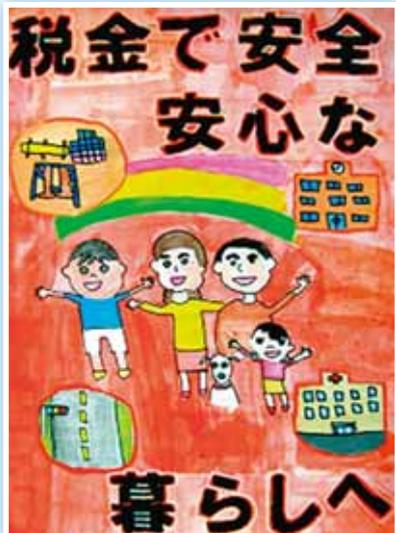
木曾地方事務所長賞

木曾町立福島小学校
6年 重野 友衣子さん



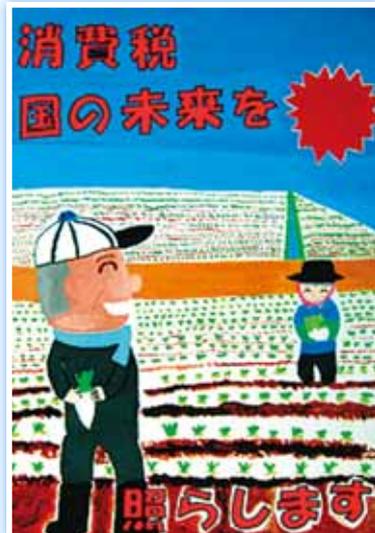
木曾税務署長賞

王滝村立王滝中学校
2年 青島 まど華さん



(一社)木曾法人会長賞

大桑村立大桑小学校
6年 木下 風佳さん



(一社)木曾法人会長賞

木曾町立福島中学校
2年 青木 成未さん